

「公正」を目指す コスタリカの教育

米村 明夫

●はじめに—高い教育水準と憲法の教育条項—

コスタリカの教育水準は、他の中米諸国（グアテマラ、ベリーズ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）と比較して高い。高等教育の粗就学率（学齢人口を分母とし、学齢に関わらずすべての就学者を分子とし、パーセンテージ表示したもの）のみパナマに次ぐ第二位となっているが、他のすべての教育段階の粗就学率では、第一位となっている（参考文献⑦）。また、コスタリカの初等教育の質も、ラテンアメリカ内で比較的高い。初等学校三年生と六年生を対象とした算数、読み方の国際試験において、コスタリカは、参加一六カ国中、数学に関して第三位、読み書きに関しては第二位の成績を納めている（参考文献⑧）。こ

うした状況は、福祉国家的な政策の伝統や教育の質の改善を目指す近年の努力を反映している。

コスタリカの憲法（一九四九年制定）は、そうしたあり方の法的基礎を与えるものである。すなわち、その第七八条は、「初等前教育と一般基礎教育は義務的であり、公的システムにおけるこれらの教育と多様化教育は、無償」としている（教育制度については後述）。一九七三年の改正で、一般基礎教育九年が義務化、一九九七年の改正で初等前教育も義務化された。一九九七年の改正では、「高等教育を含めた国家の教育への公的財政支出は、GDPの六%より少なくなってはならない」「国家は金銭的資源の不足する者の高等教育への継続を促進しなければならぬ」と規定が加えられ、二〇一一年にさらに改正が行われ、

「GDPの八%より少なくなってはならない（ただし二〇一四会計年度までに漸増しながら達成する）」とされた。第八二条では、「国家は食料と衣服を貧困生徒に法律に従って提供する」、第八三条では、「国家は非識字と闘い、知的、社会的、経済的条件を改善したいと望む者に文化的機会を提供するために、成人教育を主催、組織しなければならない」としている。また、教育行政組織運営に関して、現場に近い関係者の代表も加わった上級教育審議会が最高決定機関となっていること（第八一条）、コスタリカの文化的目的の規定に、「自然の美しさの保

全」が含まれていること（第八九条）を特色とする。

一・コスタリカの教育制度と教育普及の状況

コスタリカの教育制度は、表1のようになっている。

義務教育は、初等前段階の一年間、初等教育の六年間（第Iサイクルと第IIサイクル）および前期中等教育の三年間（第IIIサイク

表1 コスタリカの教育制度

初等前 (preescolar) 段階		
母子サイクル (Ciclo Materno-Infantil) (2カ月から5歳3カ月)		
移行サイクル (Ciclo de Transición) (5歳3カ月から6歳3カ月)		
初等 (primaria) 段階		義務教育
第Iサイクル (3年間)	一般基礎教育 (educación general básica)	
第IIサイクル (3年間)		
中等 (secundaria) 段階		
第IIIサイクル (3年間)		
多様化教育 (educación diversificada)		
学問コース (2年間)	芸術コース (2年間)	技術コース (3年間)
高等 (superior) 段階		

(出所) Programa Estado de la Nación [2011] より筆者作成。

表2 初等教育純就学率 (%)

1980	1985	1987	1989	2000	2003	2006	2009	2010
89	84	85	86	(99.7) 90.7	(100.8) 91.1	(102.4) 93.2	(103.5) 93.4	(102.8) 93.2

(出所) 1980～89年：UNESCO [1992, 3-34]。2000～10年：Programa Estado de la Nación [2011, 122]。
(注) 初等教育学齢は6～11歳。純就学率は学齢就学者数を学齢人口数で割り、100倍したもの。2000～10年の()内は、公教育省推計(6～12歳の就学者数を分子としている)。

表3 中等教育(伝統的システム)就学率 (%)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
前期中等(第IIIサイクル)										
粗就学率	77.2	81.7	87.2	91.0	92.0	91.9	91.5	95.4	97.4	100.0
純就学率 ¹⁾	64.6	68.3	72.0	75.0	76.2	75.5	75.9	77.7	79.9	81.7
後期中等(多様化教育)										
粗就学率	48.1	51.4	53.2	55.9	60.4	61.9	63.1	66.3	66.8	67.5
純就学率 ²⁾	36.1	37.4	38.4	40.1	43.2	43.7	44.5	46.3	46.3	46.5

(出所) Programa Estado de la Nación [2012, 338]より筆者作成。
(注) 1) ただし、分母の学齢人口を12歳から14歳とし、分子の就学者年齢を12歳から15歳としてい
と考えられる。
2) ただし、分母の学齢人口を15歳から17歳とし、分子の就学者年齢を15歳から18歳としてい
と考えられる。

中等教育の粗就学率は、一九八〇年四八・一、一九九〇年四二・二％であつたが(参考文献⑦)、表3にみられるように、一九九〇年代に入つて

このような中等教育段階における修学状況は、社会経済的な格差を反映している。所得階層別の就学状況のデータをみると、二〇〇九年、世帯をその所得によって五分位分割した時、その最低所得世帯では、一二歳から一七歳人口の七六・六％が就学していたのに対し、最高所得世帯では九一・五％が就学していた。農村・都市地域別にみると、前者では、一二歳か

ら一七歳人口の七八・〇％が就学していたのに対し、後者では、一二歳から一七歳人口の八五・一％が就学していた(参考文献⑤)。

高等教育の粗就学率(一八・二四歳の人口を分母とし、すべての高等教育就学者を分子とし、パーセンテージ表示したもの)は、二〇〇九年に二五・八％と推計された。高等教育機会の所得層間の格差は、中等教育機会の場合よりも際立ったものとなっている。二〇〇九年の五分位世帯所得別にみると、最高位所得世帯では、七割が就学しているのに対し、最低位所得世帯では、一割が就学するにとどまっていた(参考文献⑤)。低所得層への奨学金政策等の実施を国家に義務づける一九九七年の憲法改正の重要性は明らかであるが、実際の施策が、このような大きな格差を是正するための効果的なものとはなっていないというべきである。

二、「公正プログラム」

現在コストリカはグローバルイノベーションに対応するための教育政策(英語教育、情報教育、教育への情報テクノロジーの導入重視)を実施しているが、同時にこの「公

ル)である。初等前段階の一年間を除くこれらの期間の教育は、一般基礎教育と呼ばれる。一般基礎教育の後に、後期中等教育段階である多様化教育が続き、それは二年間の学問コース、二年間の芸術コース、三年間の技術コースに分かれる。一般に中等教育の学校は、前期中等教育段階と多様化教育段階を合わせた五年制または六年制である。

表2に、初等教育の純就学率

(学齢人口を分母とし、学齢就学者を分子とし、パーセンテージ表示したもの)を示した。二〇〇九年には九三・四％に達しているが、二〇一〇年の数値が減少していることを考慮すると、二〇〇六年以来停滞状況にあるとも解釈できる。ユネスコによる最近公開の統計によれば、入学者の卒業率は、一九九九年八二・五％、二〇〇八年九〇％と推計とされている(参考文献⑦)。完全普遍化を達成

以降、急速な拡大がみられた。粗就学率をみると、前期中等教育では、二〇一一年には一〇〇％、後期中等教育では六七・五％に達している。

ただし、純就学率でみると、同様に前期中等教育では、八一・七％、後期中等教育では、四六・五％であった。粗就学率の数値と純就学率の数値の大きな乖離は、多くの留年者や退学者が出ていることを意味する。学年末試験不合格率についてみると、前期中等教育の最終学年における不合格率は、一九九九年から二〇〇九年までの各年度では二五％から三〇％の間であり、後期中等教育も含めた中等教育全体で、同期間の各年度では約一五％から二五％の間の水準にある。

このように中等教育段階における修学状況は、社会経済的な格差を反映している。所得階層別の就学状況のデータをみると、二〇〇九年、世帯をその所得によって五分位分割した時、その最低所得世帯では、一二歳から一七歳人口の七六・六％が就学していたのに対し、最高所得世帯では九一・五％が就学していた。農村・都市地域別にみると、前者では、一二歳か

表4 教育省 2011 年度予算

プログラム N°	プログラム	予算額 (コロン)	各プログラム のシェア (%)	前年比増加率 (%)
550	教育政策計画作成・決定	287,093,995,000	19.8	17.1
551	運営補助サービス	57,508,310,000	4.0	28.5
552	教職専門開発サービス	3,993,184,000	0.3	5.2
553	カリキュラム開発および 労働への関連づけ	6,244,428,000	0.4	10.8
554	教育のインフラストラク チャー・設備	17,799,881,000	1.2	-58.6
555	テクノロジーの教育への 応用	21,273,717,000	1.5	2.5
556	教育の質の管理と評価	2,322,852,000	0.2	8.3
557	リージョンの開発および コーディネーション	25,360,837,000	1.8	12.9
558	公正プログラム	138,047,994,000	9.5	-0.1
573	教育政策実施	886,675,802,000	61.3	19.8
	計	1,446,321,000,000	100.0	14.2

(出所) Ministro de Educación Pública, Costa Rica [2010] より筆者作成。

表5 公正プログラム (予算)

(a) 給付生数				
	2010 年度 (人)	2011 年度 (人)	絶対増 (人)	年増加率 (%)
学校食堂	619,453	619,453	0	0.0
通学送迎サービス	95,609	98,374	2,765	2.9
奨学金および「前進しよう」プログラム ¹⁾	216,077	246,199	30,122	13.9
(b) 各プログラム予算額 ²⁾				
	2010 年度 (100 万コロン)	2011 年度 (100 万コロン)	絶対増 (100 万コロン)	年増加率 (%)
学校食堂	41,695	40,592	-1,103	-2.6
通学送迎サービス	18,055	19,059	1,004	5.6
奨学金 ³⁾	16,334	22,830	6,496	39.8
公教育省「前進しよう」プログラム ⁴⁾	60,000	54,000	-6,000	-10.0
計	136,084	136,481	397	0.3

(出所) Ministerio de Educación Pública, Costa Rica [2010] より筆者作成。

(注) 1) 「前進しよう」プログラムに関しては、公教育省以外の予算によるものも含まれていると考えられる。
2) 局の経常費を除く。
3) 「前進しよう」プログラムの第7学年の給付生徒3万人を含む。
4) 「前進しよう」プログラムの第7学年の給付生徒3万人を除いていると考えられる。

正プログラム」は、教育を通じた社会政策として、額の大きさからいっても、今日のコスタリカの教育政策を特徴付けるもののひとつと、いってよいだろう。この中身を少し詳しくみよう。

二〇一一年度の教育セクター予算は、国内総生産の七・五%を占める。表4に示すように、教育省予算は、一〇のプログラムによって構成されており、額の大きい三つの項目についてみると、最大の項目は、公教育省財政の六割を占

める「教育政策実施」プログラムであり、これは、高等教育を除く、教員給与等の人件費である。次は、公教育省財政の二割を占める「教育政策計画作成・決定予算」プログラムであり、このほとんどが高教育の費用に充てられる。三番目に大きいのが、「公正」プログラムである。これは、公教育省財政の一割を占めており、特に低所得層グループの教育へのアクセスを容易にするための援助プログラムの費用である。

このプログラムの主なものは、「学校食堂」、「通学送迎サービス」および「奨学金」と公教育省担当分の「前進しよう (Advance-emos)」の各プログラムの予算である。「前進しよう」プログラムの対象は、中等段階に就学する子供(一二歳から二五歳)を持つ家族であり、就学条件付き所得移転とも呼ばれるが、奨学金と同様の機能、性格を持つものと考えてよい。

表5は、各プログラムの給付生数と予算を示したものである。二〇一〇年の全生徒数は、初等段階四五万二〇五人、中等段階三一万四四二人であった。これを念頭に(a)給付生数を見ると、学校食堂は、かなりの子供達に行き渡っていること、奨学金と「前進しよう」の両プログラムも学校の子供達の間の給付生の数が一定のシェアを占めていることがわかる。

(b)予算額をみると、「前進しよう」プログラムだけで、学校食堂プログラムの予算を超えている¹⁾。中等教育普及、

この教育段階での階層間(および地域間)格差の是正に力を入れていくことがわかる。二〇〇九年のその月間給付額は、中等段階の第一年目にあたる第七学年生の一五〇〇〇コロンから一学年上がること、五〇〇〇または一萬コロン上がっていき、第一二学年生の五万コロン(二米ドルは約五〇〇コロン相当)に至る(参考文献②)。

初等教育段階を中心

とする奨学金プログラムの予算額も学校食堂の予算の半分程度であり、その重要性を無視できない。

●おわりに

一九九〇年に「万人のための教育」世界会議が開かれ、基礎教育の完全普遍化の国際合意がえられた。一九九一年に世界銀行、米州開発銀行によるコスタリカの教育への融資プロジェクトも始まっており、それは基礎教育普及や公正プログラムに関わって、今日も続いている。また、世界銀行等の国際機関は、教育行政の効率化、分権化（地方自治体や学校への権限委譲）を推奨しており、コスタリカにおいても、それらはゆっくりと進められてきた。上級教育審議会によって決定された一九九四年の「二十一世紀に向かう教育政策」（参考文献①）や二〇〇八年の「コスタリカの教育の軸としての質の高い学校」政策にも、そうした方向が反映している（参考文献④）。コスタリカの教育政策が、福祉国家的伝統の固有の国内的文脈も持ちながらも、こうした国際的合意、動向に沿ったものであるということも見失ってはならないであらう。

（よねむら あきお／アジア経済研究所 ラテンアメリカ研究グループ）

《注》

(1)「前進しよう」プログラムの予算は、他省からの予算も含む。ここでは公教育省負担分のみを扱っている。

《参考文献》

- ① Consejo Superior de Educación, Costa Rica 1994. “La Política Educativa hacia el Siglo XXI.” (<http://www.oei.es/quipu/costarica/politicaeducativasioXXI.pdf>)
- ② Instituto Mixto de Ayuda Social (IMAS) n.d. “Folleto de Avancemos.pdf” (http://www.imas.go.cr/ayuda_social/Folleto%20de%20Avancemos.pdf)
- ③ Ministerio de Educación Pública, Costa Rica 2010. “Proyecto de Ley: Presupuesto 2011 Asamblea Legislativa, Comisión de Asuntos Hacendarios 21 de setiembre de 2010.”
- ④ Mora Rodríguez, Jesús n.d..

Educando en tiempos de cambio: memoria institucional MEP 2006-2010. San José: Ministerio de Educación Pública.

⑤ Programa Estado de la Nación 2011. *Estado de la educación: tercer informe*. San José: Consejo Nacional de Rectores.

⑥ ——— 2012. *Programa Estado de la Nación en Desarrollo Humano Sostenible 2012*. San José: Programa Estado de la Nación.

⑦ UNESCO 2011. “Statistical tables-2011-Longer version-Final-Website.xls (Statistics, school year ending in 2009. Download version of statistical annex in 2011 EFA Monitoring Report, *The Hidden Crisis: Armed Conflict and Education*)” (<http://www.unesco.org/new/en/education/themes/leading-the-international-1.agenda/efareport/statistics/statistical-tables/>).

⑧ ——— 1992. *Statistical Yearbook 1992*. Paris: UNESCO.

⑨ Valdés, Héctor (coordinador), Ernesto Treviño, Carmen Gloria Acevedo, Mauricio Castro, Sandra Carrillo, Roy Costilla, Daniel Bogoya and Carlos Pardo 2008. *Los aprendizajes de los estudiantes de América Latina y el Caribe: Primer reporte de los resultados del Segundo Estudio Regional Comparativo y Explicativo*. Santiago: Oficina Regional de Educación de la UNESCO para América Latina y el Caribe (OREALC, UNESCO).